

資源物の直接持込み・回収

資源回収ボックス

一部の区役所・総合庁舎・地区センター・スポーツセンターなどに設置しています。(設置のない施設もありますので、事前に問い合わせてください。)

回収対象 新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・古布 ※段ボールは出せません。

回収時間 各施設の開館時間中 **問合せ等** 業務課(☎671-3819 ☎662-1225)、各区の資源循環局事務所(裏表紙)、または市ホームページで確認してください。



資源回収ボックス

センターリサイクル

各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。古紙類やプラスチック資源など、資源物を持ち込むことができます。

回収対象 ①古紙(新聞・雑誌・その他の紙・段ボール・紙パック) ②古布

③プラスチック資源 ※旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区以外の区は令和7年4月から回収開始。それまではプラスチック製容器包装の回収。

④缶・びん・ペットボトル(飲料・食料用)

⑤小さな金属類 ⑥乾電池 ⑦スプレー缶

⑧燃えないごみ ※古布、燃えないごみを持ち込む場合は、事前に問い合わせてください。

回収時間 9:00~16:00(月曜日~土曜日) (11:30~13:30は避けてください。)

問合せ等 各区の資源循環局事務所(裏表紙)または市ホームページで確認してください。

回収場所

各区の資源循環局事務所

(緑区・栄区は設置場所が事務所と異なるため、場所詳細については緑区・栄区の資源循環局事務所(裏表紙)に問い合わせてください。)

水銀式の体温計・血圧計・温度計の回収

水銀式の体温計・血圧計・温度計を回収しています。

設置場所 各区総合庁舎・各区資源循環局事務所

注意事項

- 購入時のケースなどに入れたまま、もしくはビニール袋に入れてお持ちください。
- 割れているものは持込みできません。 ● 事業者からの持込みはできません。
- **アルコール式の温度計(液体が赤色)**(燃えないごみ P6(ガラス製))や**電子式体温計**(燃やすごみ P5(プラスチック製))は対象外です。

回収する製品の例

- 水銀式体温計(回収ボックスへ)
- 水銀式血圧計(受付窓口へ)
- 水銀式温度計(受付窓口へ)



インクカートリッジの回収

使用済みインクカートリッジの回収箱を設置しています。

設置場所 各区の総合庁舎・図書館・行政サービスコーナーなど

回収時間 各施設の開館時間中

問合せ等 業務課(☎671-3819 ☎662-1225)又は市ホームページで確認してください。

回収対象 **プリンターメーカー4社※の純正品のインクカートリッジ**※ブラザー、キャノン、エプソン、日本HP

- 注意事項**
- ① 里帰りプロジェクト参加企業において、高度なリサイクル処理を行うため、各社の純正インクカートリッジを入れてください。
 - ② 著しい破損品、改造品はリサイクルの障害になるため、入れないでください。
 - ③ インクカートリッジ以外のものは入れないでください。トナーカートリッジは対象外です。(袋や箱などはお持ち帰りください)
 - ④ 電池は回収していませんので入れないでください。

インクカートリッジ 里帰りプロジェクト



動物の死体処理

- 路上や空き地で動物の死体を見つけた場合(無料)
 - ペットの合同火葬で出張回収を希望される場合(有料: 6,500円) ※お骨はお返しできません。また50kg未満の小動物が対象です。
- 【連絡先】** 資源循環局事務所(裏表紙)

健康福祉局戸塚斎場では、横浜市民の方のペットの火葬を行っています。

- お骨の持ち帰りや個別火葬を希望される場合(有料) ※事前に申込みが必要です。
- 合同火葬で直接持込みを希望される場合(有料) ※申込みは不要です。お骨はお返しできません。

【申込み・問合せ】 健康福祉局戸塚斎場 ☎ 864-7001 ☎ 881-0894



不法投棄

道路や空き地にごみや自動車を捨てることは悪質な犯罪で、法律により罰せられます。
不法投棄を見つけたら110番通報するか、区役所の資源化推進担当(裏表紙)に連絡してください。
不法投棄物への対応は土地の所有者・管理者が行うことになります。

〈参考〉土地の所有者・管理者の一例

- ・集積場所(集合住宅等の敷地内にある場合を除く)：資源循環局事務所
- ・道路上、公園内：各区の土木事務所
- ・私有地：土地の所有者

事業系ごみ

事業系ごみとは、店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署など、広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動から生じるごみをいいます。

事業系ごみを家庭ごみ集積場所に排出することはできません。処理にあたっては手続きをして自ら処理施設へ持ち込むか、廃棄物の収集運搬や処分の許可を受けた業者に委託してください。

排出場所は敷地内とし、カラス等の小動物による散乱を防止するため、ふた付きのポリ容器などを使用して、街の美観を損なわない方法で排出してください。

●一般廃棄物
処理業者名簿



●産業廃棄物
処理業者名簿



●事業系のごみと
資源物の分け方



無許可の廃棄物回収業者にご注意!

「一般廃棄物収集運搬業」の許可を受けずに、家庭から排出される粗大ごみ等の廃棄物を収集している事業者は違法業者です。
無許可業者に依頼して高額な処分料を請求された事例もありますのでご注意ください!

詳しくはこちらへ



- 契約などによるトラブルに関する問合せは「横浜市消費生活総合センター」へ
☎045-845-6666 (受付 平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45)

廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20万円以下の罰金に処されることがあります。

- 持ち去り行為に関する連絡先
街の美化推進課 ☎671-3817 または お住まいの区の資源循環局事務所(裏表紙)

ごみ出しの
曜日とルール

燃やすごみ

燃えないごみ
スプレー缶
乾電池

プラスチック
資源

缶・びん・
ペットボトル

小さな
金属類

古紙・古布
資源集団回収

粗大ごみ

市では収集
できない
ごみ

小型家電製品・
小型充電式電池・
バッテリー

資源物の直接
持ち込み・回収・
不法投棄

ごみ出しの支援
集積場所の
設置や維持管理

災害時の
ごみ

資源物の
リサイクル

ごみの
分別品目
一覧表